

岐阜市立東長良中学校部活動規約

第1章 目標

第1条【目標】

本校の部活動は、学校の教育目標である「共に自立を目指す生徒」の具現を目指す中で、体力づくりに励むなど運動や文化及び科学等に親しむこと、自主性や責任感や連帯感を育成することを目標とする。

第2条【方針】

部活動の教育的な意義を十分認識し、生徒の自主的活動の充実を図るために、運動や文化及び科学等に親しむための場所や時間を位置付け、全教職員、保護者、社会人指導者等の協力を得ながら指導する。

第2章 運営・組織

第3条【運営】

学校教育活動の一環として円滑な活動ができるように次の会を置く。

- ・顧問会 各部代表顧問で構成し、部活動担当を議長として、部活動運営についての連絡や調整、活動上の諸問題や規則改正等について協議し、職員会等への議案の作成に当たる。
- ・部長会 各部の部長（キャプテン）、部活動担当、各部の顧問で構成し、各部の問題及び部活動全体の諸問題について協議する。部長会は、部活動担当からの支援を受け、諸問題の自治的な解決に当たる。

第3章 部の設置

第4条【部の設置】

1、本校には次の部活動を置き、加入した生徒を部員とする。

運動系 野球，サッカー，陸上，男子バレーボール，女子バレーボール，男子バスケットボール
女子バスケットボール，バドミントン，男子ソフトテニス，女子ソフトテニス，卓球，剣道
文化系 吹奏楽，科学，美術

2、特設の部活動の位置づけ

上記の部活動以外に、中体連主催の大会において、設置部活動種目以外の競技種目下の参加希望がある場合、学校長へ申告し、その設置が認められた場合は、大会期間中に限り、その競技種目に引率顧問を置き、特設の部活動として設置する。（例：水泳部、駅伝部）

第5条【部の新設】

新しく部を設ける場合には、次の条件を満たしたものを学校長が承認する。

- 1、指導者（本校教職員）が2名以上つくことができること。
- 2、学校教育の立場から、その教育的価値を考慮するとともに、将来に渡る活動が維持（部員数、指導者の確保）できること。

第6条【部の休止と廃止】

1、指導が著しく困難な場合（参加生徒の減少、教職員数の不足、活動場所の問題、生徒指導上の問題等）は職員会において部の廃止を協議し、学校長の承認を得て廃止することができる。廃止前に、年度初めの入部状況、3年生引退後の在籍状況を考慮して休止を検討する。休止後、半年を経過して状況が変わらない場合は廃止を検討する。

第4章 指導者

第7条【顧問】

顧問は、本校教職員が担当する。各部とも2名以上の顧問を置くことを原則とし、活動に当たる。

第8条【顧問の決定】

原則として、全教職員（校長・教頭を除く）が、いずれかの部に属するように、部活動担当が希望をとり、校長が任命する。

第9条【社会人指導者】

1、各部会からの推薦により社会人指導者を選考し、校長が委嘱することができる。社会人指導者は、部活動・クラブ育成会会長会に出席し、本規約に沿って指導を行うものとする。また、部活動の指導者として不適切な言動があった場合は、学校長が該当部等と相談の上、罷免することができる。

第5章 活動

第10条【平日の活動日】

1、原則、授業日の放課後を部活動の時間とする。ただし、会議・行事などの諸事情により活動できない日もある。

- 2, 朝練習は行わない。個人的な体力づくり等は認めるが、7:45~8:00までとし、朝の会に遅れることがないようにする。
- 3, 1日の活動時間は長くても2時間程度とし、週に1回以上は休養日を設ける。

第11条【休業日・休日・祝日の活動】

- 1, 学校休業日、休日・祝日に活動する場合は、半日以内（3時間程度）とし、練習試合、合同練習等の場合も終日に渡らないよう努める。
- 2, 原則、土・日いずれかを休養日とする。（大会等で活動した場合は、必ず代替休養日を設ける。）

第12条【長期休業中における活動】

長期休業中における活動は、事前に保護者会との連絡を十分にとって、以下のように計画する。

- ・夏季休業日の計画 閉庁期間は、全国大会等が迫っている部活動を除き、活動日を設けない。お盆期間は、家庭や地域の行事等への参加を保障するよう、活動日を設けない。
- ・冬季休業日の計画 12月29日~1月3日の活動は設定しない。
- ・年度末・年度初めの休業日 会議のある日の活動は設定しない。

第13条【定期テスト前の部活動】

開始一週間前から、終了日の放課後までは、部活動の停止期間とする。大会等への出場など特別な事情により、時間外や停止期間中に活動を希望する場合は、保護者の同意を得た部員を対象に、顧問が、活動時間の延長を学校長に具申し、許可を得て行う。

第6章 入退部の手続き

第14条【入部】

部への加入は希望制とする。1年生は、年度初めに部活動説明会、部活動見学の機会を設け、3年間同一の部で活動することを原則として、「入部届」を提出する。2・3年生は、年度初めに「部活動継続申込書」を提出する。いずれの提出書類も、保護者の承認のもと、学級担任を通じ顧問に提出する。

第15条【転部（入退部）】

年度途中の転部（入退部）は、その都度可能とする。転部の手続きは、保護者、学級担任、顧問と話し合い、「転部（入退部）届（所定の用紙）」に本人が記入し、学級担任、顧問（新旧）に提出する。

第7章 その他

第16条【傷害対応・保険】

第10条、第11条に該当する活動中に、生徒が傷害を受けた時の保障は、（公財）日本スポーツ振興センターの保険を適用する。顧問の事故の場合は、公務災害の認定を申請する。

第17条【移動等】

- 1, 活動場所（大会会場や練習試合の会場等）への移動は、公共交通機関の利用、もしくは、保護者の責任において行う。
- 2, 公共交通機関等での移動ができない場合は、現地集合、現地解散とし、交通手段等については保護者に一任する。
- 3, 活動場所が、近隣であり自転車等を利用する場合、移動経路や人数を考慮し、安全を確保することを第一とする。ヘルメットの着用など交通ルールを遵守する。

第18条【活動の停止】

前述した活動の注意事項等が守れない場合、顧問会で対応について協議し、活動停止処分などを実施する場合がある。

第8章 規約の改正

第19条【施行】

本規約は職員会で協議の上、改正することができる。

附則

平成21年8月 改正 平成21年9月1日施行

平成29年3月 一部改正

平成30年4月 一部改正

令和6年2月 大幅改正